

# 山形県建設工事重点監督実施要領

## (目的)

第1条 この要領は、山形県が所掌する建設工事の重点監督基準を定めることにより、工事の重要度に応じた適切な監督業務の実施を図ることを目的とする。

## (重点監督)

第2条 重点監督とは、主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響が大きい工事、低入札価格調査制度調査対象工事、その他これらに類する工事について、確認の頻度を増やして監督を行うことをいう。

## (対象工事)

第3条 重点監督対象工事は、重点監督対象工事一覧(別表1)のとおりとする。

2 設計者は、重点監督対象工事一覧及び段階確認一覧(山形県建設工事監督技術基準(案)

第3条2-(4)別表1)により重点監督工種一覧(別紙1)を作成し設計書に添付する。

3 低入札価格調査制度調査対象工事にあつては、契約締結後速やかに重点監督工種一覧を作成し設計書に添付する。

## (監督の実施)

第4条 監督職員は、重点監督工種一覧及び段階確認一覧(山形県建設工事監督技術基準第3条2-(4)別表1)により重点監督を実施する。

## 附則

この要領は平成15年4月1日から適用する

別表1

## 重点監督対象工事一覧

種 別	対 象 工 事
主たる工種に新工法・新材料を採用した工事	・技術活用パイロット工事
施工条件が厳しい工事	・鉄道又は現道上及び、最大支間長100m以上の橋梁工事 ・掘削深さ7m以上の土留め及び締切工を有する工事 ・鉄道・道路等の重要構造物の近接工事 ・砂防ダム（堤体高30m以上） ・軟弱地盤上での構造物 ・場所打ちP C橋 ・共同溝工事 ・ハイピア（躯体高30m以上）
第三者に対する影響のある工事	・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事 ・一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事 ・河川堤防と同等の仮締切を有する工事
その他	・低入札価格調査制度調査対象工事 ・工事発注者が必要と認めた工事

別紙1

重点監督工種一覧		
総合支庁(部・課・室)名		平成 年 月 日
工事番号		
対象工事名		
施工場所		
対象工事種別	対象工種	摘要

注) 1 表中の「対象工事種別」の欄には、重点監督対象工事一覧(別表1)の対象工事の欄から該当する工事名を記入する。

注) 2 表中の「対象工種」の欄には、段階確認一覧(山形県建設工事監督技術基準第3条2-(4)別表1)から該当する種別、細別を記入する。

なお、確認の程度を別途指定する必要がある場合は、摘要欄に記入する。